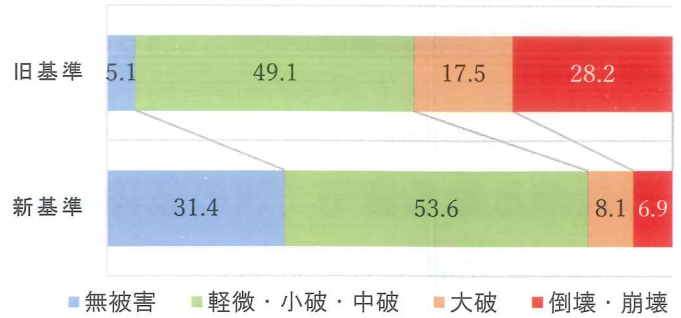


住まいの耐震補強のご案内

昭和56（1981）年5月以前に建築された建物は、法律に定められた耐震基準が強化される前の建物です。旧耐震基準で建築された住宅は、平成23（2011）年の東日本大震災や平成28年（2016）年の熊本地震でも大きな被害が出ています。

今後、発生が予想される首都直下地震など大きな地震に備えて、住まいの耐震診断を受け、耐震性が不足している場合には耐震改修工事を行いましょう。

熊本地震における木造住宅の被害割合（%）



熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書（国土交通省）

耐震診断から耐震改修工事までの流れ

1 耐震診断

・専門家の耐震診断

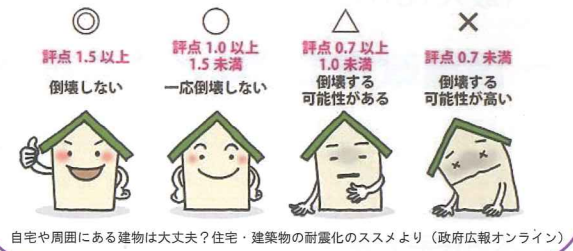
耐震診断とは？

建築士などの専門家が、住宅がどの程度地震に耐えられるかをチェックし、耐震性能を評価します。

耐震診断の結果、評点が1.0点未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があります。住宅の劣化状況や問題点など、耐震診断の結果を具体的に聞きましょう。

リフォームを行いたい場合は、耐震改修と同時にあわせて建築士へ相談しましょう。

「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断による判定



2 耐震補強設計

・専門家の耐震補強設計

耐震補強設計とは？

耐震診断の結果をもとに、弱点となる箇所を補強し、住宅全体で耐震性能を高めるための設計をします。

耐震改修後に求める耐震性能などをしっかり相談しながら進めましょう。改修にかかる費用や期間だけでなく、図面や写真などでどのような改修が行われるか確認しましょう。

3 耐震補強工事

・工事見積・契約
・耐震補強工事

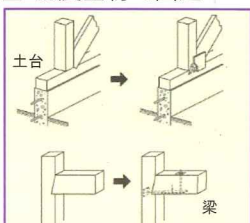
耐震補強工事とは？

耐震補強設計をもとに工事をします。

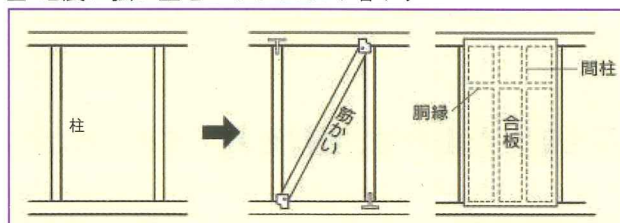
工事の契約は、見積書の内容を確認し、しっかり理解してから書面で契約しましょう。工事中の写真（補強前後がわかるもの）を残してもらいましょう。

耐震改修では壁や柱、基礎などを強くします

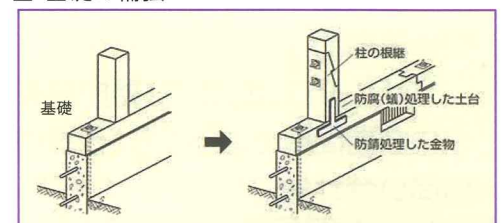
■ 耐震金物で固定



■ 地震に強い壁をバランスよく増やす



■ 基礎の補強



誰でもできるわが家の耐震診断より（一般財団法人 日本建築防災協会）

木造住宅の耐震診断・耐震改修の費用の一部を補助します

地震による被害は、建物の耐震化で減らすことができます。今後、発生が予想される首都直下型地震などの大きな地震に備えて、住宅の耐震性能を調べる耐震診断や耐震性能を向上させる耐震改修にかかわる費用の一部を補助します。

●対象となる住宅（次の条件をすべて満たすもの）

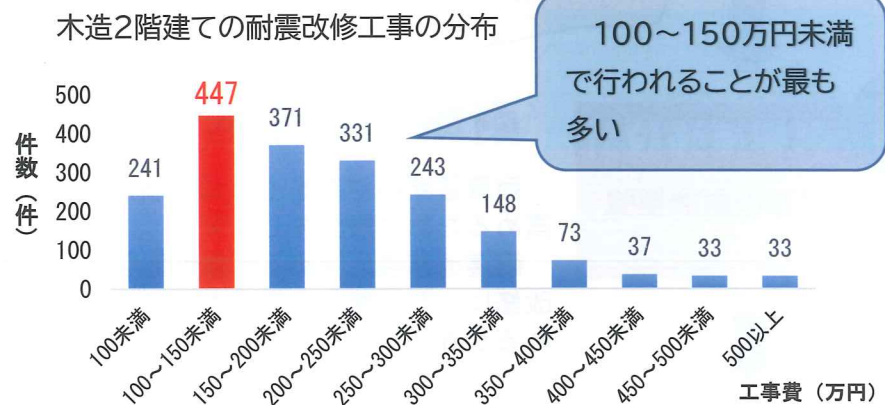
- ・所有者自らが居住しているもの
- ・昭和56年5月31日以前に建築された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等との兼用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上であるもの）
- ・地上階数が2以下で、床面積が30㎡以上のもの
- ・耐震改修工事を行う場合、町内業者と契約を締結して行うもの

●自己負担額または補助金額

- ・耐震診断を行う場合、耐震診断士派遣費用 77,000 円のうち町が 75,000 円を補助（自己負担額 2,000 円）
- ・耐震改修を行う場合、補強設計と補強工事を併せて行えば、合計費用の4/5を補助（最大100万円）

耐震改修工事はどのくらいかかるの？

木造住宅 2 階建ての耐震改修工事は、100～150万円で行われることが最も多く、全体の半数以上の工事が190万円以下で行われています。



耐震改修ってどのくらいかかるの？耐震改修工事費の目安より（一般財団法人 日本建築防災協会）

●申請方法

○申請方法

町ホームページからダウンロード、または都市建設課の窓口で配布する申請書類を都市建設課の窓口まで持参してください。

※申請には一定の基準がありますので、都市建設課まで事前にお問合せください。

○申請期間

10月29日(金)まで(閉庁日を除く)

※申請期間内であっても、予算の範囲を超えた場合は、受付を終了することがあります。

○問い合わせ先

都市建設課 建築営繕係 ☎267-5156(内線262)